

令和5年9月4日  
金融庁

「金融庁所管事業分野における障害を理由とする差別の解消の推進に関する対応指針」(案)及び「金融庁における障害を理由とする差別の解消の推進に関する対応要領」(案)の意見募集について

金融庁では、「金融庁所管事業分野における障害を理由とする差別の解消の推進に関する対応指針」(案)及び「金融庁における障害を理由とする差別の解消の推進に関する対応要領」(案)を別紙のとおり取りまとめましたので、公表します。

「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」(平成25年法律第65号)においては、主務大臣は所管事業者における取組に資するための対応指針を策定することとされており、また、国の行政機関の長及び独立行政法人等は対応要領を定めることとされております。

この度、事業者による合理的配慮の提供の義務化等を改正内容とする、「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律の一部を改正する法律」(令和3年法律第56号)の令和6年4月1日施行に向け、令和5年3月に閣議決定された「障害を理由とする差別の解消の推進に関する基本方針」(令和5年3月14日閣議決定)も鑑み、「金融庁所管事業分野における障害を理由とする差別の解消の推進に関する対応指針」(以下「対応指針」という。)及び「金融庁における障害を理由とする差別の解消の推進に関する対応要領」(以下「対応要領」という。)についても改正することとしました。つきましては、対応指針及び対応要領を改正する上での参考とするため、以下のとおり御意見を募集いたします。

具体的な内容については、別紙を御参照ください。

この案について御意見がありましたら、令和5年10月4日(水曜日)17時00分

ひつちやく しめい ほうじん た だんたい めいしよう しょくぎょう ほうじん  
(必着)までに、氏名(法人その他の団体にあつては名称)、職業(法人その  
た だんたい ぎょうしゆ れんらくさき じゅうしょ でんわばんごうまた でんし およ  
他の団体にあつては業種)、連絡先(住所、電話番号又は電子メールアドレス)及  
りゆう ふ き うえ ゆうびん か き そうふさき よ  
び理由を付記の上、郵便、ファックス、メールにより下記送付先に、お寄せくださ  
でんわ ごいけん ごえんりよねが  
い。電話による御意見は御遠慮願います。

ごいけん たいしょう たいおうししんまた たいおうりょうりょう  
※御意見の対 象 (対 応 指 針 又 は 対 応 要 領) が わ か る よ う に し て く だ さ い 。

ごいけん か き よ  
インターネットによる御意見は、下記e-Gov ウェブサイトに、お寄せください。

ごいけん よ かた しめい ほうじん た だんたい めいしよう  
御意見をお寄せいただいた方の氏名(法人その他の団体にあつては名称)につ  
かいじ せいきゆうとう ばあい ごいけん ないよう かいじ  
いては、開示の請求等があった場合には、御意見の内容とともに開示させていた  
ごしょうち かいじ さい とくめい きぼう ばあい ごいけん  
だきますので、御承知おきください。開示の際に匿名を希望される場合は、御意見の  
ほうとう むね めいかく ごきさい かいじ あ ごいけん ないよう  
冒頭にその旨を明確に御記載ください。なお、開示に当たっては、御意見の内容に、  
こじん かん じょうほう とくてい こじん しきべつ う きじゆつ ばあい また  
(1) 個人に関する情報であつて特定の個人が識別され得る記述がある場合、又  
ほうじんとう けんり きょうそうじょう ち い たせいとう りえき がい  
は(2) 法人等の権利、競争上の地位その他正当な利益を侵害するおそれのあ  
きじゆつ ばあい とうがいかしょ ふ  
る記述がある場合、には当該箇所を伏せさせていただくことがあります。

ごいけん ふ き でんわばんごうとう こじんじょうほう ごいけん ないよう ふめい てん  
御意見に付記された電話番号等の個人情報、御意見の内容に不明な点があつ  
さい れんらく かくにん ばあい ごいけん たちば  
た際に連絡・確認をさせていただく場合や御意見がどのような立場からのものかを  
かくにん ばあい りょう  
確認させていただく場合に利用します。

ごいけん たい こべつ かいとう ごりょうしょう  
なお、御意見に対しての個別の回答はいたしませんので、あらかじめ御了承くだ  
さい。

ごいけん ごいけん たいしょう おう い か  
インターネットによる御意見は、御意見の対 象 に 応 じ て、 以 下 を ク リ ッ ク し て く だ  
さい (e-Gov へのリンク)。

1. 対 応 指 針 に 関 す る 御 意 見 は こ ち ら 。  
たいおうししん かん ごいけん
2. 対 応 要 領 に 関 す る 御 意 見 は こ ち ら 。  
たいおうりょうりょう かん ごいけん

ごいけん そうふさき  
御意見の送付先

ゆうびん

郵便：〒100-8967

とうきょうと ちよ だ く かすみ せき

東京都千代田区 霞 が 関 3-2-1

ちゅうおうごうどうちょうしゃだい ごうかん

中央合同庁舎第7号館

きんゆうちょうかんとくきょくそうむか  
金融庁監督局総務課  
ファックス : 03-3506-6116  
電子メール : kansou-houmu@fsa. go. jp  
URL : <http://www.fsa.go.jp/>

---

と  
お問い合わせ先

きんゆうちょう だいひょう  
金融庁 Tel 03-3506-6000 (代表)

たいおうししん かん と あ さき  
(対応指針に関するお問い合わせ先)

かんとくきょくそうむか ないせん  
監督局総務課 (内線3311)

たいおうようりょう かん と あ さき  
(対応要領に関するお問い合わせ先)

そうごうせいさくきょくひしよか ないせん  
総合政策局秘書課 (内線3585)

---

きんゆうちょうしよかんじぎょうぶんや しょうがい りゆう さべつ かいしょう すいしん かん  
「金融庁所管事業分野における障害を理由とする差別の解消の推進に関する  
たいおうししん あん およ きんゆうちょう しょうがい りゆう さべつ かいしょう すいしん  
対応指針」(案)及び「金融庁における障害を理由とする差別の解消の推進  
かん たいおうようりょう あん いけんぼしゅう ばん  
に関する対応要領」(案)の意見募集について(るびあり版)(PDF:130KB)

きんゆうちょうしよかんじぎょうぶんや しょうがい りゆう さべつ かいしょう すいしん かん  
「金融庁所管事業分野における障害を理由とする差別の解消の推進に関する  
たいおうししん あん およ きんゆうちょう しょうがい りゆう さべつ かいしょう すいしん  
対応指針」(案)及び「金融庁における障害を理由とする差別の解消の推進  
かん たいおうようりょう あん いけんぼしゅう ばん  
に関する対応要領」(案)の意見募集について(テキスト版)(TXT:6KB)

べっし きんゆうちょうしよかんじぎょうぶんや しょうがい りゆう さべつ かいしょう すいしん  
(別紙)「金融庁所管事業分野における障害を理由とする差別の解消の推進  
かん たいおうししん あん ばん  
に関する対応指針」(案)(るびなし版)(PDF:201KB)

べっし きんゆうちょうしよかんじぎょうぶんや しょうがい りゆう さべつ かいしょう すいしん  
(別紙)「金融庁所管事業分野における障害を理由とする差別の解消の推進  
かん たいおうししん あん ばん  
に関する対応指針」(案)(るびあり版)(PDF:261KB)

べっし きんゆうちょうしよかんじぎょうぶんや しょうがい りゆう さべつ かいしょう すいしん  
(別紙)「金融庁所管事業分野における障害を理由とする差別の解消の推進  
かん たいおうししん あん ばん  
に関する対応指針」(案)(テキスト版)(TXT:24KB)

べっし きんゆうちょうしよかんじぎょうぶんや しょうがい りゆう さべつ かいしょう すいしん  
(別紙)「金融庁所管事業分野における障害を理由とする差別の解消の推進  
かん たいおうししん あん しんきゅうたいしょうひょう ばん  
に関する対応指針」(案)新旧対照表(るびなし版)(PDF:300KB)

べっし きんゆうちょうしよかんじぎょうぶんや しょうがい りゆう さべつ かいしょう すいしん  
(別紙)「金融庁所管事業分野における障害を理由とする差別の解消の推進  
かん たいおうししん あん しんきゅうたいしょうひょう ばん  
に関する対応指針」(案)新旧対照表(るびあり版)(PDF:386KB)

べっし きんゆうちょうしよかんじぎょうぶんや しょうがい りゆう さべつ かいしょう すいしん  
(別紙)「金融庁所管事業分野における障害を理由とする差別の解消の推進

かん たいおうしん あん しんきゅうたいしょうひょう ばん  
に関する対応指針」(案) 新旧対照表 (テキスト版) (TXT: 40KB)

べっし きんゆうちょう しょうがい りゆう さべつ かいしょう すいしん かん たいおう  
(別紙)「金融庁における障害を理由とする差別の解消の推進に関する対応  
ようりょう あん ばん  
要領」(案)(るびなし版)(PDF: 185KB)

べっし きんゆうちょう しょうがい りゆう さべつ かいしょう すいしん かん たいおう  
(別紙)「金融庁における障害を理由とする差別の解消の推進に関する対応  
ようりょう あん ばん  
要領」(案)(るびあり版)(PDF: 234KB)

べっし きんゆうちょう しょうがい りゆう さべつ かいしょう すいしん かん たいおう  
(別紙)「金融庁における障害を理由とする差別の解消の推進に関する対応  
ようりょう あん ばん  
要領」(案)(テキスト版)(TXT: 19KB)

べっし きんゆうちょう しょうがい りゆう さべつ かいしょう すいしん かん たいおう  
(別紙)「金融庁における障害を理由とする差別の解消の推進に関する対応  
ようりょう あん しんきゅうたいしょうひょう ばん  
要領」(案)新旧対照表(るびなし版)(PDF: 206KB)

べっし きんゆうちょう しょうがい りゆう さべつ かいしょう すいしん かん たいおう  
(別紙)「金融庁における障害を理由とする差別の解消の推進に関する対応  
ようりょう あん しんきゅうたいしょうひょう ばん  
要領」(案)新旧対照表(るびあり版)(PDF: 287KB)

べっし きんゆうちょう しょうがい りゆう さべつ かいしょう すいしん かん たいおう  
(別紙)「金融庁における障害を理由とする差別の解消の推進に関する対応  
ようりょう あん しんきゅうたいしょうひょう ばん  
要領」(案)新旧対照表(テキスト版)(TXT: 34KB)